

令和 8 年 5 月 25 日

患者様・ご家族様各位

入院時食事療養費の自己負担額の変更について

平素より当院の診療及び運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和 8 年 6 月 1 日より、厚生労働省による診療報酬改定に伴い、入院中の患者様の食事療養費（自己負担額）が以下の通り変更となります。

今回の改定は、食材費や光熱費などの物価高騰に対応するための、全国一律の引き上げとなります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時食事療養費（自己負担額）（1食につき）		
所得区分	令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から
一般	510 円	550 円
低所得Ⅱ【区分外】	240 円	270 円
90 日を超える入院 (別途申請手続きをされた場合)	190 円	220 円
低所得Ⅰ	110 円	130 円

※指定難病の方は 300 円/食から 330 円/食へ変更となります。

南那須地区広域行政事務組合立  
那須南病院 病院長